

全日本中学校道德教育研究会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、全日本中学校道德教育研究会という。

第2条 本会の事務所は、会長の定めるところに置く。

第2章 目 的

第3条 本会は、中学校道德教育の充実発展をはかり、広く道德教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

1. 研究ならびに調査
2. 研究大会・講演会・見学会の開催
3. 会報・研究物などの発行
4. その他必要と認められる事業

第3章 組 織

第5条 本会は、全国都道府県の道德教育研究団体をもって組織する。ただし事情により郡市単位の加入を認める。

第6条 本会は、つぎのブロックに分ける。

北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・東京・近畿・中国・四国・九州

第7条 本会につぎの役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	9名（各ブロック1名。なお、全国大会開催県より1名を追加することができる）
理 事	若干名
常任理事	若干名
事務局長	1名
監 事	3名

第8条 役員の任務はつぎのとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、本会の重要事項を審議する。
4. 常任理事は、会務を企画し、処理する。
5. 事務局長は、庶務、会計を担当する。
6. 監事は、会計・会務を監査する。

第9条 役員の選出はつぎのとおりとする。

1. 会長・副会長は、理事会で選出する。
2. 理事は、都道府県ごとに選出する。

3. 常任理事は、理事の中から会長が推薦し、理事会で承認する。
4. 事務局長は、理事の中から会長が委任する。
5. 監事は、理事会で選出する。

第10条 役員の任期は1ヵ年とする。ただし再任を妨げない。補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする

第4章 運 営

第11条 本会を運営するために、つぎの会議を開く。

理事会

常任理事会

監事会

副会長会

これらの会は、必要に応じて会長が招集する。

第12条 理事会は、つぎの事項を行う。

1. 会務の承認
2. 予算・決算の承認
3. 役員の選出および承認
4. その他必要な事項の審議

第13条 会長は、必要に応じて常任理事会にはかつて特別委員会を設けることができる。

第14条 本会に理事の承認を得て、顧問、参与ならびに相談役若干名をおくことができる。

顧問、参与、相談役は理事会に出席して意見を述べることができる。

第15条 本会に事務局を設け、局員を若干名おく。

第5章 会 計

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第18条 会費は、単位団体の分担金をもって充てる。

第19条 会長は、常任理事会の審議と監事の監査を経て予算書・収支決算書を作成し、理事会に報告し承認を得る。

付 則

1. 会の運営に必要な細則は別に定める。
2. 会則の変更は、理事会の承認を得なければならない。
3. この会則は、昭和41年12月8日から実施する。
4. この会則の5条・10条の一部を改正し、昭和63年7月1日より実施する。
5. この会則の14条の一部を改正し、平成8年7月1日より実施する。
6. この会則の6条・7条の一部を改正し、平成21年4月1日より実施する。